

第 7 回品質保証検討会 議事録

1. 日時 平成 16 年 1 月 20 日 (火) 13:30 ~ 17:00

2. 場所 日本電気協会 4 階 A, B 会議室

3. 出席者 (敬称略, 五十音順)

出席委員 : 唐澤主査 (東京電力), 今村 (三菱重工業), 岩田 (核燃料サイクル開発機構), 首藤 (電源開発), 白崎 (関西電力), 鈴木 (中部電力), 清野 (原子力安全・保安院), 辰巳 (北陸電力), 中野 (原子力安全基盤機構), 南條 (東北電力), 結城 (原子力安全・保安院), 渡邊 (東京電力)

代理委員 : 菅原 (北海道電力 松村代理), 小嶋 (日立製作所 下川代理), 近藤 (東京電力 穴原代理), 辻本 (日本原子力発電 須藤代理), 守田 (富士電機システムズ 高橋代理), 宮口 (石川島播磨重工業 三枝代理), 山田 (中国電力 吉岡代理)

欠席委員 : 柿山 (九州電力), 齋藤 (三菱電機), 佐藤 (四国電力), 矢作 (東芝)

オブザーバ : [説明者] 溝内 (関西電力), [その他] 大石 (東京電力), 川末 (文部科学省), 児玉 (原子力安全・保安院), 示野 (電気事業連合会), 米田 (原子燃料工業)

事務局 : 堀江, 上山, 国則 (日本電気協会)

4. 配付資料

資料 No. 7-1 第 6 回品質保証検討会 議事録 (案)

資料 No. 7-2 品質保証検討会委員名簿

資料 No. 7-3 品質保証作業会委員名簿

資料 No. 7-4 「JEAG4121 原子力発電所における安全のための品質保証指針 (仮称) 制定案」公衆審査意見対応 (公衆審査期間 H15/10/30 ~ H15/12/29)

資料 No. 7-5 JEAG4121 原子力発電所における安全のための品質保証指針 (運転段階) (仮称) 制定案

資料 No. 7-5-1 JEAG4121 公衆審査版に対する修正箇所について

資料 No. 7-5-2 「JEAG4121 原子力発電所における安全のための品質保証指針 (運転段階) (仮称) 制定案」公衆審査版追加修正箇所

資料 No. 7-5-2-1 (同上) (7.5.2 項追加)

資料 No. 7-5-3 「JEAG4121 原子力発電所における安全のための品質保証指針」制定案 公衆審査版エディトリアル修正内容

- 資料 No.7-6-1 「JEAC4111-2003 原子力発電所における安全のための品質保証規程」講習会アンケート結果（東京コース）
- 資料 No.7-6-2 （同上）（大阪コース）
- 資料 No.7-6-3 「JEAC4111-2003 原子力発電所における安全のための品質保証規程」講習会追加質問
- 資料 No.7-6-4 講習会アンケートの質問事項（東京，大阪，追加）の主なもの
- 資料 No.7-6-5 JEAC4111 原子力発電所における安全のための品質保証規程 講習会について
- 資料 No.7-6-6 「JEAC4111-2003 原子力発電所における安全のための品質保証規程」講習会 Q&A

5. 議事

(1) 検討会委員の自己紹介と会議定足数の確認

出席委員が自己紹介の後，出席委員数が定足（議案決議の条件として，委員の3分の2以上の出席が必要）を満たしていることが確認された。

(2) 第6回品質保証検討会 議事録（案）について

昨年10月6日に電子メールで委員に配信済みの，資料 No.7-1「第6回品質保証検討会 議事録（案）」について，正式な議事録とすることが全員の賛成で承認された。

(3) 品質保証検討会，品質保証作業会 新退任委員について

資料 No.7-2，7-3 に基づき，品質保証検討会の退任委員，新委員候補，品質保証作業会の退任委員，新任委員が紹介され，検討会委員名簿については本内容で分科会に提案することが全員の賛成で承認された。

(4) JEAG4121 原子力発電所における安全のための品質保証指針（運転段階）制定案の公衆審査意見対応について

渡邊品質保証作業会主査より，資料 No.7-4 に基づき JEAG4121 公衆審査意見対応の内容が紹介された。

議論の結果，公衆審査意見に対する回答は，現在の内容から単に「削除しない」に修正し，これに伴い，7.5.4の目的・意図中の「このため・・・必要である。」は削除し，「なお・・・含まれない。」は（解説）に移し，（例示）の「IAEAの」は「規制当局の」に修正する提案があり，挙手による決議の結果18名の賛成で承認された。

資料に関する主な議論の内容は以下のとおり。〔(Q) 質問，(A) 回答，(C) コメント〕

(Q) 7.5.4（解説）に「組織外の所有物」とは，国民の負託を受けた規制当局の所有物をいう」とあるが，この「組織外の所有物」に「IAEAの「監視カメラ」」は含ま

れないのではないか？

(A) 7.2.1a)の例示 ～ が業務に関連する法令・規制要求事項としており，これらが関係する組織として IAEA も含まれる。

(C) 7.5.4 の要求事項は一般的な内容と思われるが，内容を変えるべき合理的な意見があれば分科会へ提案いただきたい。

(5) JEAG4121 原子力発電所における安全のための品質保証指針（運転段階）制定案の追加修正箇所について

渡邊品質保証作業会主査より，資料 No.7-5，No.7-5-1，No.7-5-2 に基づき JEAG4121 公衆審査版に対する追加修正箇所の内容が紹介された。

議論の結果，1月27日開催の第9回品質保証分科会には，本日の議論を踏まえて可能な限り修正した資料を提出し，さらに分科会でのコメントを踏まえて修正した内容を2月3日の原子力規格委員会に提案し，制定可否を諮ってはどうかとの提案があり，挙手による決議の結果全員の賛成で承認された。

資料に関する主な議論の内容は以下のとおり。[(Q) 質問，(A) 回答，(C) コメント]

(Q) 資料 No.7-5-2 のコメント No.4-11 について，4.2.2（解説）に「作成し，維持する」とは，トップマネジメントの指揮の下，管理責任者が自らの責任と権限に基づき作成し，トップマネジメントによる承認の後，維持することをいう」とあるが，組織に対する要求事項であり，解説でトップマネジメントの承認まで記述する必要があるか？また，JEAC4111 解説のトップマネジメントの直接実施すべき事項との関係はどうか？

(A) 作業会で検討する。

(C) 資料 No.7-5-2 のコメント No.4-14 について，4.2.4（解説）(1)に「・・・を考慮し」とあるが，規則の要求事項であり，「・・・を網羅し」または「・・・に従がい」とすべきである。

(C) 同上，4.2.4（例示）(3) ii.に「・・・記録のリストの見直しを行う」とあるが，これ以前に記録のリストを作成する要求事項は無く唐突であるため，「・・・記録の見直しを行う」とすべきである。

(C) 資料 No.7-5-2 のコメント No.5-20 について，5.6.2（解説）a)を再度「監査の結果」の「監査」とは，1者監査，2者監査，3者監査をいう」という解説内容に修正する。

- (C) 同上，調達先の監査の内容は，8.4(2)d)供給者の能力を通してマネジメントレビューに戻る様，8.4 とリンクをはるべきである。
- (C) 資料 No.7-5-2 のコメント No.7-14 について，7.4.1 (解説) (4)を「・・・評価の結果に加えて，評価の結果を受けて取られた処置・・・」と修正すべきである。
- (C) 資料 No.7-5-2 のコメント No.7-19 について，7.5.1 (解説) の「・・・「7.1 業務の計画」で明確にした a)～f)の・・・」を「・・・「7.1 業務の計画」で明確にした 7.5.1 の a)～f)の・・・」と修正すべきである。
- (C) 資料 No.7-5-2 のコメント No.7-29 に関連して，7.5.3 (解説) (1)を「・・・業務を識別することをいう。一方，各業務の場合，・・・により，業務を識別することができる。」と修正すべきである。
- (C) 資料 No.7-5-2 のコメント No.7-29 に関連して，8.5.2 (解説) (3)を「・・・なお，c」では「不適合の再発防止を確実にするため」とあるが，これは予防処置は不適合の予見，予測といった元来不確実なものに対する処置であるのに対し，是正処置が既知の不適合を扱うものであるため，この確実にするという言葉がついた。・・・」という主旨で修正する。あるいは、当該部は ISO 原文から変更していないのだから解説を削除するのも良いと思う。
- (Q) 8.3 やそれを受けた 8.2.3 の部分など，不適合管理に関する記載がすっきりしていない。保安活動の不適合の内容や扱いを明確にするべきであり，また，不適合で評価すべき対象は本来製品であり，保安活動の不適合が結果として原子力安全に影響を与えたか否かという観点で評価を行うべきではないか？
- (A) 8.3 は ISO 原文と比べ製品という言葉を取っているが，製品に無形のサービスも含めており，原文の内容は ISO の主旨から逸脱していない。行為自身を不適合管理するか否かについては，行為の結果が顕在化すれば不適合管理や処置をすることが可能になるが，顕在化しないものについて不適合管理や処置をすることはできない。そのため，見えた段階で不適合管理や処置をするという内容にしたものである。保安活動の不適合の内容や扱いを明確にするように，8.3(2)の（解説）を修文する。
- (C) プロセス上の不適合があっても、それが結果として顕在化しない限りは不適合管理の対象としないのであれば、JEAC4111 の解説 /解説 8.3.1 の趣旨と食い違うことになる。本項は ISO からの変更箇所なのだから、「ISO と同じ」では無いはず。修正案を別途作成・送付するので検討願いたい。

- (C) 例えば 5.4.1 (解説) (1)の「・・・設定させる」,「あれば含める」, 5.6.1 (解説) (3)の「理解でよい」など, 解説の文章として相応しくない語尾表現がある箇所は適切に修正すべきである。
- (C) (解説) 欄を「なし」としない様に, 要求事項とほぼ同じ内容の解説が記載されているところがあるが, 不要なものは記載すべきでない。
- (C) 目的・意図の欄の記載内容に統一が取れていないと思われるところがあり, (解説) に移すべき内容は移すなど, 必要な修正をすべきである。
- (C) JEAC4111 の要求事項を枠で囲ったとあるが, 2 章は要求事項ではないので, 記載事項など用語を修正すべきである。

- (C) 3 月までに, 品質保証計画を取り込んだ保安規定を認可するスケジュールで進めており, 現在の内容で制定を急ぐのがよい。
- (C) 公衆審査が済んでいる内容に対する修正であることも考慮に含める必要がある。
- (C) 修正を検討した件数は多いが修正の内容は大きいものとは思われず, 区切りとして早めに制定するのがよい。
- (C) 指針内容は使用後の変更, 修正も必要であり, 現時点でまず制定, 出版し使用した上でのコメントも踏まえて, 来年度なら来年度に再度改定するのがよい。

- (6) JEAC4111 原子力発電所における安全のための品質保証規程講習会について
事務局より資料 No.7-6-5 に基づき, 講習会の概要が紹介された。引き続き, 溝内品質保証作業会幹事より, 資料 No.7-6-4 に基づき, 講習会アンケートの質問事項(東京, 大阪, 追加)の主な内容が紹介され回答内容が確認された。また, これらの内容のうち, 必要なものは JEAG4121 へ反映されていることが紹介された。詳細なものも含めて質問に対する回答内容にコメントがある場合は, 1 月 30 日までに事務局に連絡することとした。

(7) その他

出席者と同じ組織に分科会委員がいる場合は, 極力本日の結果を分科会委員に説明することを確認した。また, その他以下のコメントを確認した。

- ・ 講習会等での質問および回答の内容は, 将来的に質疑応答集としてまとめるのがよい。
- ・ 運転段階の指針作成がひと段落した時点で, 建設段階の指針作成についての検討を行いたい。
- ・ 普及には管理者を対象とした講習会や, 各社に講師となるべきひとを育成するための講習会も有効と思われる。

以 上